

平成29年度

第 4 回 佐々町農業委員会総会議事録

平成29年7月31日（月）

佐々町農業委員会

平成29年7月 第4回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成29年7月31日(月)午後1時30分
 2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
 3. 開 会 平成29年7月31日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君
13	坂口 隆英 君	推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	湯村 速雄 君	推進委員	筒井 浩一 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
推進委員	大瀬 敏幸 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	吉野 裕 君	3	藤永 茂 君		

8. 本日の会議に付した案件

1. 開会

2. 臨時議長選任

3. 会長選任

4. 職務代理の選任

5. 会長・職務代理 就任挨拶

6. 北部班長、南部班長の選出

7. 議席の決定

8. 農地利用最適化推進委員の選考

9. 農地利用最適化推進委員の委嘱

10. 町長挨拶

11. 農業委員自己紹介

12. 農地利用最適化推進委員自己紹介

13. 農業委員会事務局 職員紹介

14. 産業経済課 職員紹介

15. 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 研修会

(3) 審議事項

第17号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第18号議案 非農地証明願について

第19号議案 非農地証明願について

第20号議案 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

(4) 協議事項

①農地利用状況調査担当農業委員について

②平成29年度 佐々町農業委員会活動計画について

（農業委員会活動班の体制について）

(5) その他

①配布物の説明

②農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

③平成29年度 地区別農業委員研修会について

④8月定例会の日程について

⑤その他

- ・ 互助会内規の件
- ・ 欠席届の件

事務局長（今道 晋次君）事務局。皆さん、こんにちは。事務局長の今道です。定刻となりましたので只今から平成29年度 第4回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので総会が成立することをご報告いたします。続きまして、あらかじめご了承いただきたいと思いますが、まず、最初に議席の件でございます。只今の席順につきましては、年長者からお座りいただいております。後ほど議席につきまして抽選をさせていただきます、決まり次第移っていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、日程2 臨時議長の選任に移ります。臨時議長の選任については農業委員会法に特に規定はございませんので、皆さま農業委員の中からお選びすることになります。この度の制度改正で、農家ではない、利害関係がない方を農業委員に1名以上入れなければならないというふうになっておりまして、第三者という公平な立場で築城委員に来ていただいておりますので、築城委員に臨時議長をお願いしてはどうかと思っておりますが、皆さまどうでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）では、築城委員に臨時議長をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

臨時議長（築城 武美君）こんにちは。只今、臨時議長に就任しました築城 武美でございます。よろしく願いします。新会長が互選をされるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。本会議は平成29年度の第4回目の会でございますが、新しい農業委員さんが選任されてから初めての会になりますね。従って、農業委員会の法によりますと、第5条第1項に会長の選任は委員の互選によると書いてあります。職務代理の選任についても委員の互選により選出すると書いてあります。お諮りをするようになりますが、まず、委員の互選による方法としては、色々やり方はあるんですが、例

えば立候補者を受け付けて立候補者一人の場合は皆さんで議論をし承認。複数の時には選挙またはくじ引き抽選、推薦多数決というパターンが想定されます。いかなる方法で互選をするかを協議いたしますが、その前にまず、立候補者があるのかどうか確認をしたいと思いますので、まず、立候補したいと思われる方は挙手をお願いします。会長の立候補ということです。よろしくをお願いします。はいどうぞ。

(藤永 九市君) 今回3期目になってしまいました。歳も一番上になってしまいました。今回の会長選に立候補したいと思います。よろしくをお願いします。

臨時議長(築城 武美君) はいどうぞ。

(吉野 裕君) 小浦地区から出ております吉野です。前期、皆さんの承認をいただき会長をさせていただきました。今期会長に立候補したいと思います。よろしくをお願いします。

臨時議長(築城 武美君) 他、立候補される方はいませんか。では、ないようですので、お二方が立候補されました。藤永 九市さんと、吉野 裕さんが会長に立候補ということで、複数になりましたので、その後の選出の方法をお諮りいたしますが、投票ということでしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり) それでは無記名の投票ということで会長の選挙を行いたいと思います。事務局の方にさばいていただきますのでよろしくをお願いします。

事務局長(今道 晋次君) 事務局。それでは準備をさせていただきますので暫くお待ちいただきます。只今から、臨時議長よりお話がありましたように、佐々町農業委員会投票用紙を一人一枚ずつお配りしていきます。お話がありましたように、立候補者の方が藤永 九市さん、吉野 裕さんということで二名いらっしゃいますので、いずれかの氏名をお書きいただければと思います。今から配布させていただきます。暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時38分)

(会議再開 午後 1時40分)

臨時議長(築城 武美君) 今、選挙をしていただきました。開票いたしますが、その立会いを私の方で指名させていただきます。旧農業委員でありました池田 邦義さん。和田 貞子さん、開票立会をお願いします。では、事務局の方で開票

いたしますので前の方によりしくお願いします。それでは、投票の結果をご報告いたします。藤永 九市さん、8票。吉野 裕さん、5票ということになりました。従って、藤永 九市さんが当選ということになりましたので、このように決定をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり) それでは、藤永 九市さんに会長をお願いすることといたします。次に、職務代理についてお諮りいたします。職務代理についても、農業委員会法5条4項に委員の互選ということが書いてあります。それについて互選をいたしますが、藤永新会長を除いて、職務代理を立候補される方は挙手をお願いいたします。いらっしゃいませんね。職務代理の立候補がありませんので、推薦という形をとりたいと思いますが、推薦をする方は挙手をされて、誰々を推薦しますということをお願いいたします。どうぞ発表してください。はいどうぞ。

(濱野 努君) 推薦ということで、折角、会長に立候補された吉野さんを推薦したいと思えます。

臨時議長(築城 武美君) 今、吉野さんの推薦がありました。他に推薦される方はいらっしゃいませんか。それでは、吉野 裕さんを職務代理とすることに異議があるという方はいらっしゃいませんか。では、吉野 裕さんを職務代理ということで互選することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり) それでは、吉野 裕さんを職務代理ということで選任することといたします。よろしくお願ひいたします。私の任務はここまですででございますので、新しい会長が決まりましたので、会長と職務代理に就任の挨拶をいただいて、新会長が議長ということで、後の議事を進めていただきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。それでは会長と、職務代理の就任挨拶をお願いいたします。

会長(藤永 九市君) 就任挨拶。

職務代理(吉野 裕君) 就任挨拶。

議長(藤永 九市君) それでは早速ながら、議長を務めさせていただきます。日程6に入ります。北部班長・南部班長の選出です。これについて事務局からの説明をお願いいたします。事務局。

事務局長(今道 晋次君) 事務局。それでは、北部班長・南部班長の選出に移らせて

いただきますけども、臨時議長の築城さんからもお話がありましたように、これまでの案件は法律に基づく処理でございましたけども、北部班長と南部班長につきましても、法の規定はございません。佐々町農業委員会が学校区域で、佐々小学校区域は北部、口石小学校区域を南部ということで、小学校の区域割をする中で、これまで長年、スムーズに進めてきたという経緯がございます。そういったことで、今後も引き続き農家の相談事やトラブルが起きた際に地元委員だけでは解決できないことも多々あるかと思っておりますので、そういった場合に班長さんにお世話をいただくということも踏まえて、南部班長と北部班長の選出もできればと思っております。南部班長・北部班長を含めた難しい案件につきましても、会長、職務代理の4名による四役会議を設けておりますけども、四役により議論をしますけども、場合によっては全員で現地を見るということもございます。そういったことで、まずは、南部班長・北部班長の選出について皆さん方にお願ひできればと思っております。そういった形での役目ということになりますけども、新しく農業委員さんになられた方については、どういうことだろうかと思われるかもしれませんが、役割としましては、月一回の農業委員会の前に四役会議というのを開いております。四役会議のメンバーのうち二人が南部・北部の班長で後は、会長と職務代理ということですので。そういうことで選出をしていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。今の事務局からの説明でお分かりになったかと思っております。校区ごとに決めますので、皆さんで協議をお願ひしたいと思っております。暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 1時55分）

（会議再開 午後 2時06分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。皆さん方の休憩中に協議をいたしました。北部班長 濱野 努委員、南部班長 藤永 茂委員にお願ひをいたします。先ほどから池田委員から築城さんを五役の中の一人に加えて、今回の場合は、名称は次回の総会の時にでもはっきりしたいと思っておりますので、今回は特別班長という形で築城さんを含め5人の体制でいきたいと思っておりますので皆さんよろしくお願ひします。以上、北部・南部班長の選出についてはこれで終わりたいと

思います。次に、日程7 議席の決定に移ります。これについても事務局からの説明をお願いします。

事務局長（今道 晋次君）まずは、会長、職務代理、北部班長、南部班長、特別班長（仮称）の五役ということで、これから3年間どうぞよろしくをお願いします。それでは、議席の決定ですけれども、先ほど申し上げましたように、いまは、年齢順というかたちで並んでおります。会長が1番。職務代理が2番。北部班長が3番。南部班長が4番ということで決めておりましたが、そういう格好で進めさせていただけたらと思いますので、5番目に特別班長ということになりますので、1番から5番までは議席を埋める形で、6番以降の議席について、席を決めるということをお願いできればという風に思いますので、クジは用意されておりますので、今の五役以外の方でそれぞれ引いていただいて、議席を決めていただくということでよろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）お分かりになりましたでしょうか。そういうことで暫時休憩をいたします。

（休 憩 午後 2時10分）

（会議再開 午後 2時20分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。事務局、議席番号を読み上げてください。
事務局。

事務局長（今道 晋次君）事務局。1番から改めて読み上げたいと思います。1番 会長藤永 九市さん。2番 職務代理 吉野 裕さん。3番 北部班長 濱野 努さん。4番 南部班長 藤永 茂さん。5番 特別班長（仮称） 築城 武美さん。6番 井手 俊博さん。7番 和田 貞子さん。8番 池田 邦義さん。9番 濱野 卓也さん。10番 山下 夕見子さん。11番 寶持 雅祥さん。12番 吉永 勝彦さん。13番 坂口 隆英さんです。よろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。これで議席も決定したようでございます。それでは、日程8の農地利用最適化推進委員の選考を行います。休憩をとりまして選考を行います。暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2時21分）

（会議再開 午後 2時30分）

議長（藤永 九市君）会を再開します。休憩中に、農地利用最適化推進委員に応募された方の評価を行いました結果、森田さん、林さん、筒井さん、大瀬さん、湯村さんを推進委員とすることに決定いたしました。それでは、日程9 農地利用最適化推進委員の委嘱ということで、5名の皆様に辞令を交付いたします。暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時31分）

- ・辞令交付式
- ・町長挨拶
- ・農業委員自己紹介
- ・農地利用最適化推進委員自己紹介
- ・農業委員会事務局職員紹介
- ・産業経済課職員紹介

（会議再開 午後 2時57分）

議長（藤永 九市君）会を再開します。それでは、日程15 議事に入ります。（1）の議事録署名委員の指名を行います。2番 吉野委員、3番 濱野 努委員を指名いたします。よろしく願いいたします。次に（2）ですが、審議事項に入ります前に、今回初めての委員さんが多数いらっしゃいますので、研修会ということで、事務局の方から説明を受けたいと思います。暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時58分）

（会議再開 午後 2時30分）

議長（藤永 九市君）会を再開いたします。（3）審議事項に入ります。第17号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について議題といたします。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。それでは1ページをお開きください。第17号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 ●●●●。譲渡人 ○○ ○○。農地の所在 平野免字立岩。地目 台帳 畑、現況 不耕作。面積 275㎡。転用の目的 住宅の建築。施設 住宅1棟。耕作者はなし。申請の理由 住宅を建築するため。2ページは許可申請書の写しになります。売買による所有権の移転ということです。3ページが土地の全部事項証明書です。全部事項証明書にある所有者の住所がですね、市町村合併する

前の住所になっておりますが、今現在の住所は住民票を添付してもらっていますので、議案には付けていませんけども、住所の流れというのは確認をしているところです。4 ページが付近状況図です。ピンクで囲っているところが申請地です。5 ページが現況写真です。6 ページが土地の地籍図になります。西側に同じ方の所有する農地がありますが、周りは宅地化されているところになります。7 ページは被害防除計画書です。申請地の造成計画としましては、盛土、切土をそれぞれ少しずつされます。被害防除措置としまして、緩衝地を設ける。防護柵を設けるということで、隣接する農地境界に防護柵を設置するので影響を及ぼすことはないということです。近傍農地の日照、痛風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置として、緑地、緩衝地を1.5 m 程度設ける。建物の高さを8.3 m 程度に加減する。近傍農地は緩衝地を設けて、建物の高さを加減することにより被害の発生する恐れがなくなるということです。雨水排水につきましては自然流下と、道路側溝に流されるということです。汚水、生活雑排水につきましては、公共下水道に流されるということです。8 ページは土地の利用計画図になります。こういった形で建物と、駐車場と花壇で利用される計画となっております。水色の線は雨水のラインで、黄緑の線は汚水のラインとなっております。9 ページは建物の平面図です。10 ページが立面図です。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明があればお願いします。13番。

13番（坂口 隆英君）13番。場所は4ページを見ていただければ分かると思いますが、千本グラウンドから堤の方に下りて里山住宅の住宅街に出る道があります。途中から左の方に入ったところでございます。5ページが現況写真ですけども、7月24日に事務局と行政書士と現場を立会いしました。隣に農地がありますので、農地の方へ土砂の流出がないようにブロックを積んで、土砂の流出を防ぐことになります。雨水排水は前の町道の側溝に流して、汚水は町道に下水管が通っておりますのでそちらの方に繋がれるそうです。よろしく審議のほどお願いします。

議長（藤永 九市君）地元委員として、補足説明をしていただきました。これより皆さん方からの質問をお受けしたいと思います。質問等られる方はお願いします。

す。5番。

5番（築城 武美君）5番。雨水排水について、道路側溝に流すという行為は、佐々町は認めているのでしょうか。公共の施設に勝手に雨水排水するというのは認めているのでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。雨水排水に関して、道路側溝に流す場合は、建設課の方と協議をしていただくようにしておりまして、問題がないということは建設課の方に確認をするようにはしております。本人さんに建設課と協議をしてくださいと伝えておりまして、事務局としては協議中かどうかということは確認をするようにしています。下水は水道課と話をするようにはしています。

議長（藤永 九市君）5番。

5番（築城 武美君）5番。もう一つ、汚水の話ですが公共下水道が通ってないところがありますよね。そこは、汚水は浄化槽の設置とか何か縛りがあるんですか。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。汚水に関しましては、水道課の方で下水管の接続区域なのか、下水の区域じゃないのかというのが分かれておりまして、下水の区域で下水管に繋がれば、基本的に下水に繋ぐようにしているそうです。区域外の場合は合併浄化槽で対応するようになっているということでした。

議長（藤永 九市君）。5番。

5番（築城 武美君）5番。今回の案件に関係ございませんでしたが、確認のために勉強させていただきました。ありがとうございました。

議長（藤永 九市君）他にございませんか。ないようでしたら採決をいたします。第17号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。挙手多数で許可相当として県知事に進達いたします。次に第18号議案 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。11ページをお開きください。第18号議案の朗読説明をいたします。非農地証明書交付願。願出人 ○○ ○○。下記土地は平成8年12月10日頃から潰廃し、現在、原野となっていることに相違ないので証明してください。土地の所在 須崎免字葎ノ浦。地目 登記簿 畑、現況

原野。面積 699㎡。利用者はなし。証明を受けようとする物件の状況ですけれども、平成8年12月頃、足を怪我した母を佐世保に引き取った後は、畑の管理は出来ていませんということで、お母さんがもともと管理をされていたそうなんですけれども、佐世保の方に引き取ってからはその土地を管理できなくなったということで、申請者の方から話があったところです。その他参考となるべき事項のところ、隣接農地所有者の証明書ということで、近くにお住まいの方の証明書を後の方に添付しております。12ページが土地の全部事項証明書です。13ページが付近状況図です。14ページが現況写真です。分かりにくいかもしれませんが、手前の方が申請地で、奥の方は山林となっているところです。15ページが地籍図になります。16ページが先ほど言いました証明書になるんですけども、近くにお住まいの方が、申請の土地が20年ほど前から荒地となっていることを証明しますということで、証明書を付けていただいております。17ページが現地調査票ということで、事務局と農業委員さんで調査に行った時の調査票を付けております。農業振興地域内の農用地区域外となります。また、意見として、耕作道が未整備であり、農業用機械を搬入することができない場所であるため、長年耕作されておらず、やむを得ないと判断されるということで、道が人ひとり歩けるぐらいの道しかないような場所でした。事務局の説明は以上です。

議長(藤永 九市君)ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いします。

2番。

2番(吉野 裕君) 2番。内容については事務局が説明したとおりです。13ページの地図ですが、口石の方から富田橋を渡って、峠を上りあがったところから右手の方にさらに上ったところです。証明をされておられる方は、申請地より左手の方にお住まいの方で、家の周りに畑があり、長年、ここら辺のことは詳しい方です。申請地の横は写真で見てもらうと分かりますが、奥の方は山林というか、竹林になっておりまして、耕作できなくなられてからは、竹が入り込んできて農地には難しいということで、また、機械を持っていくということも不可能なところでやむを得ないかと思しますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長(藤永 九市君) 地元委員の説明が終わりました。これより皆さんから質問等お

受けします。質問等あられる方はお願いします。ないようですので、採決をいたします。第18号議案 非農地証明願について、申請の土地を農地ではないとすることに異議がない方の挙手をお願いします。ありがとうございます。挙手多数で、非農地として非農地証明書を申請者へ交付することといたします。次に第19号議案 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。18ページをお開きください。第19号議案の朗読説明をいたします。非農地証明書交付願。願出人 ○○ ○○。下記土地は平成5年8月31日頃から転用し、現在、非農地となっていることに相違ないので証明してくださいということです。土地の所在 野寄免字隠畑。地目 登記簿 田、現況 原野。面積917㎡。同じく隠畑、地目 登記簿 田、現況 進入路。面積61㎡。同じく隠畑、地目 登記簿 田、現況 進入路。面積542㎡。の3筆です。転用した目的及び時期ということで、当時、佐世保市に居住しており、職場は佐々町松瀬免に有った為、職場に近い土地に住居を構えたく、且つ、鉄工所の資材置き場等に利用することで設備の充実と経営の向上を図る目的で転用しました。平成5年8月31日に農地転用許可が出て、鉄工所を運営されていたそうで、鉄工所と自宅と周囲に鉄工所の資材置き場ということで、転用の許可を得て使われていた土地なんですけども、証明を受けようとする物件の状況にもありますように、もうすでに鉄工所を廃業されておりますので、現在、空き地となっている土地になります。19ページ、20、21ページは土地の全部事項証明を付けています。22ページが付近状況図です。野寄地区になります。山本縫製のあるところの坂を上っていきまして、左手に曲がったところに申請地はあります。23ページが現況写真です。23ページの写真につきましては、農地転用の許可を受けられて、進入路としてコンクリートで舗装されているところになります。24ページの下二つの写真が、資材置き場として使われていたところが、今は空き地になっているところなんです。25ページが地籍図です。ピンク色で囲っているところが、今回、非農地証明願が出ているところなんですけど、この3筆に合わせまして、宅地と書いている35-3と、36-4と合わせて、すべて農地転用の許可を受けられて、宅地と資材置き場、進入路にされております。宅地の部分に関しましては、きちん

と地目を宅地に変えられているんですが、資材置き場の部分を地目を変えてらっしゃらなかったようなんですね。それで今回、このような申請になっているところです。26ページが現地調査票です。これも同じように、事務局と複数の農業委員さんとで、見に行ったところです。内容としましては、調査員の意見としまして、農地転用が許可済みであるということと、長年耕作されていないということ、やむを得ないのかなということでした。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。推進委員の筒井さんお願いします。

推進委員（筒井 浩一君）推進委員。私がまだ農業委員をしているときに、立会いに行きました。場所は今言われたように野寄ですけども、現況写真を見ていただいて分かるようにコンクリートで入口は固めてあったり、資材置き場になっていたところは物が置かれていたので地が固く、土を起すのには苦勞するかなと思いました。周りに影響を及ぼすものは何もなく、非農地として問題はないかなと思います。よろしくお願いします。

議長（藤永 九市君）推進委員の筒井さんからご説明いただきました。これより質疑をお受けいたします。皆さんから何かございませんか。4番。

4番（藤永 茂君）4番。私は現場確認しておりませんのでよく分からないんですけども、ここは筒井さん達が確認されたということですけども、23ページの写真で進入路というのはどちら側ですか。

議長（藤永 九市君）はい、筒井さん。

推進員（筒井 浩一君）推進員。25ページの地籍図にあります、36-3と35-4が進入路になります。

議長（藤永 九市君）4番。

4番（藤永 茂君）4番。非農地にした場合に、23ページの写真を見てましたら、このような立派な土地に家を建てようと思えば建てられると思うんですが、制限とかは特にかけるなくてもいいんでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。そもそもこのような申請に至った経緯なんですけども、25ページの地籍図でいきますと35-1にあたるところが、資材置き場

で利用されていたところなんですね。36-3はその資材置き場へ行く進入路、35-4は宅地へ行く進入路になっているわけですが、もともと資材置き場とされていたので、かなり広い進入路となっています。大きな車両も搬入できるようなかなり広い進入路です。35-1を今回、宅地として売ろうとされていて、その際に登記がまだ済んでいないことが発覚したような経緯がありますので、非農地になれば宅地化の予定はあられます。それが困るかどうかというのは地元の農業委員さんの意見も聞きながら、周りに農地があってそこに迷惑がかかるのか、どうかというのがあるようであれば、周囲の農地に影響があって非農地にしないという選択肢もあるのかなと思いますが、何かあればお願いしたいと思います。

議長（藤永 九市君） 暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 3時52分）

（会議再開 午後 4時00分）

議長（藤永 九市君） 会を再開いたします。この件につきまして、他にご意見はございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。第19号議案 非農地証明願について、申請の土地を農地ではないとすることに、異議がない方の挙手をお願いします。ありがとうございます。全会一致で非農地として、非農地証明書を申請者へ交付することといたします。次に第20号議案 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君） 事務局。27ページをお開きください。第20号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。28ページをお開きください。こちらが計画書になります。所有権の移転を行う者 ○○さん、○○さん、○○さんの三人の共有名義の土地になります。所有権の移転を受ける者 佐々町 ●●●●。土地の所在 佐々町皆瀬免字春。地目 田、面積1,011㎡。受け手農家の耕作面積 田10,647㎡、畑5,812㎡、合計16,459㎡です。権利の種類は所有権移転です。区域区分 農用地。備考欄ですが、平成29年3月9日に土地の所有者三名さんから売りたいということで、あっせ

んの申し出があった分になります。29ページがあっせん委員さんからのあっせん結果報告書です。平成29年3月9日付の申出に係る農用地等の権利移動のあっせんについて、あっせんを行った結果を下記の通り報告します。申出者が〇〇さん三名様、相手方が●● ●●。あっせんの結果、成立ということで報告がありました。30ページがあっせんの内容の調書になります。内容につきましては、先ほど申し上げた通りになります。申出人は所有者三名様から売買の申し出が、3月9日にあつて、認定農業者ですとか、隣接農地の所有者の方とか近い方から、地元の方を中心に声を掛けていただいて、●● ●●さんの方が購入してもよいという意思を示されたということで、こういった運びになっております。事務局の説明は以上です。31ページに、今回知らない方がいらっしゃいますので、地図を載せております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明があればお願いします。3番。

3番（濱野 努君）3番。あっせんという皆さんのご理解があるかなと思いますが、新しい方がいらっしゃいますので、あっせんというのは、地主さんが誰かに農地として買ってもらえないかなということで、事務局に相談に来られて、申請をされて、今回の申請は、前農業委員の神田のお二方が動かれて、受け手の〇〇さんに相談に行かれたところあっせんが成立したという流れになったと思います。先日、前委員のあっせん委員から電話がありました。今回、このように成立したので地元委員の補足説明をお願いしますとのことでしたので、ご報告いたします。

議長（藤永 九市君）地元委員から補足説明をいただきました。代わりにという形でしたがご了承いただきたいと思います。これより質問をお受けいたします。8番。

8番（池田 邦義君）8番。あっせんは優先順位があるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の説明もしていただけたらよく分かるんじゃないかなと思います。よろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。事務局お願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。説明不足で大変申し訳ありません。あっせんの内容なんですけども、濱野委員さんから説明をしていただいた通りなんですけども、

地主さんが、農地を農地として売りたいという申し出をすることができます。ただ、誰が買うかというのが決まっていない状態が、大原則です。誰に売りたいというのではなくて、売りたいので誰か探してくださいというのが、大原則の申請になります。買われる農家さんというのもどなたでもいいわけではなくて、農業をきちんと経営されている方ですね。農地だけ持っていて、農業経営はしていないという方は、農地を農地として買うことはできません。まず、優先順位なんですけども、認定農業者さんで農地を買いたいといわれる方がいらしたら、認定農業者さんが優先です。その次は、借りて耕作していらっしゃる方がいれば、耕作者が優先です。次は、農業委員会での申し合わせ事項になるんですけども、近くの方から隣とか、その隣とかですね、農業を熱心にされている方で、近くの方から声を掛けていただいています。そういった中で今回、●● ●●さんがすぐ近くに農地を持っていらっしゃるの、この方に決まったということです。また、あっせんにつきましては、頑張る農家さんを応援する制度でもあり、農業振興するための制度でもあるのでこの手続きで成立して、所有権移転をする場合、所有者さんからの申し出があれば、農業委員会の事務局の方で所有権移転の登記まで嘱託しております。登記の費用もかからないということと、売られた方も特別控除がありますので、所得税がかからないというメリットもあります。誰でも買えないということと、最初から決まっていればこの制度は使えないので、認定農業者さんとか、熱心に農業を頑張ってもらっている方にこの制度を使っていきたいと思っていますので、そういうご相談が皆さんの方にもありましたら、ご案内をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長（藤永 九市君）事務局から説明していただきました。8番委員さんよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）皆さまもお分かりになられたと思います。あっせん順位等をご説明いただいたわけでありますけども、その他に何かご質問はありませんか。ないようでしたら、採決をいたします。第20号議案 農用地利用集積計画の承認について承認することとしてよいと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することといたします。それでは、審議事項が終わりましたので、（4）協議事項に入ります。①農地利用状況調査担当農業委員についてを議題といたしま

す。事務局の説明をお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。32ページをお開きください。先ほどの休憩の中で、農地利用状況調査について、少しお話をさせていただきましたけども、担当地区で担当委員さんを決めていただきまして、基本的には複数体制がいいのかなと思うんですけども、担当の委員さんを決めていただいて、どのように回るのかを、決めていただければと思います。農地利用状況調査の担当委員さんを決めていただくんですけども、資料の3でご説明したような農地を見て回って、農地のリストと、地図を持って回って、耕作放棄地になっているところがないかとか、A分類とかB分類とかの調査をしていただく地区ごとの担当委員さんを決めていただこうと思います。32ページに表を付けてますけども、今回、割り当てし易いように地区も変えてもらっていいですので、地区と委員さんと決めていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）ただ今、事務局に説明していただきました。休憩の中で、担当委員を決めていただこうと思います。よろしくをお願いします。暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時13分）

（会議再開 午後 4時27分）

議長（藤永 九市君）会を再開します。それでは、（5）その他に入りたいと思います。5番。

5番（築城 武美君）5番。事務局にお尋ねしたいと思います。農業委員会の規則第15条で情報公開の話があるんですが、6月30日までに公開しなければならないという規則があります。現在、佐々町農業委員会はどういう情報を公開していますか。インターネット等で。どんなもんなんですか。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。今現在、農業委員会の情報として公開しているのは、農業委員会カードというのがありまして、全国の農業委員会の情報がそこに載せられているという、農業会議所等が作っているサイトがありまして、そこに佐々町の分も公開しております。6月30日までに公表しなければならないというのが、農業委員会の今年度の活動計画と、前年度の活動の点検評価というところを載せないといけないようになっています。今載せているのは、28年

度の活動計画と、27年度の点検評価というところまでしかまだ載せられていません。事務局の方で、活動計画案を作成したのも遅くなりまして、まだ会長の決済が終わっていませんので、そこをしてから、皆さんの方にお目通しいただきたいなと思います。農地面積とか、耕作面積とかの情報に関しまして、農業委員会カードの方に毎年、一年に一回更新して載せるようにしています。以上です。

議長（藤永 九市君）事務局、その他の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他というところで、①番から入りたいと思います。まず、配布物の説明です。皆さんにたくさんお配りしていたんですけども、配布物一覧というのを机の上にお配りしていましたが、一番目の農業委員会業務必携という本があったんですけども、7月14日に新刊が出たのが分かりまして、新しいのと取り換えてから、来月にでも皆さんにお配りしたいと思います。これに農業委員会の活動内容とかが載っていますので、書籍になるんですけどもまた、来月にお配りします。②の農業委員会活動記録セットなんですけども、以前からの農業委員さんにはすでに配布しておりますので、今回新たに委員さんになられた方にお配りしております。こちらに関しましては、日々の活動を記録していただくようになります。中をめくっていただくと分かると思うんですけども、何月何日に何をしたという記録を書いていただくようになっておりまして、日にちと、該当するところにしるしをつけていただくようになっております。活動メモという備考欄もありますので、できれば何時から何時という時間も書いてもらえたらなと思います。報酬とは別に活動時間に応じた報酬をお支払することができますので、その根拠資料として、記録をお願いしたいと思っております。一回一回記録するのは大変だろうと思いますので、役員さんたちにも相談しながらやり方を決めていこうとは思いますが、例えば、7月分だったら8月の総会の時にコピーをもらって回収をしたり、その都度思い出して書いてもらったものを一か月ごとに集計できたらいいなと思います。③番目です。農業委員章、最適化推進委員章ということでバッジをお配りしております。研修会とか何かある際には、こちらのバッジをつけていただいて参加していただくようになりますので、よろしく願いいたします。④番目の農業委員会の手帳をお配りしております。通常のスケジュール手帳ではあるんで

すけども、開いたところに、農業委員ですよという証明がついております。名前と生年月日と期限はこちらで記入しております。ご住所等は各自で記入していただければと思います。農業委員さんの立場で、農地の立ち入り調査などをしていただくことがあるかと思います。その時の身分証明書にもなっておりますので、よろしくお願ひします。⑤番目、農業委員会のキャップです。熱中症にならないように、農業委員会の活動として、農地を見て回っているということで、帽子をかぶって活動していただきたいと思います。⑥番目、ブルーの紙ファイルをお配りしております。こちらには農業委員会総会の会議規則ですか、その他の農業委員さんに関する規則等を入れております。時間があるときにお目通しいただければと思います。⑦番目、ピンク色の紙ファイルです。こちらは議案書を毎月、お配りするようになりますので、議案等をつづっていただけるように、背表紙が伸びるタイプのファイルをお配りしておりますので、お使いください。ない方はいらっしゃらないですか。続けていきます。農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進についてですけども、農業者年金というのは農家さんだけが入れる公的年金があります。推進活動というのも農業委員さんの推進活動のひとつになります。パンフレットもお配りしてありますが時間もありません、農業者年金のお話をしたいと思いますけども、加入推進部長というのも、藤永 九市さんにさせていただいているんですけども、推進部長は他の方にした方がいいのか、それについても時間があるときにまた協議をしたいと思います。全国農業新聞というのは、全国農業会議所というところが発行している新聞があるんですけども、これも農業委員さん皆さんに取っていただいている経緯がございますので、一月700円の週一回金曜日に発行されるんですが、よかったら取っていただきたいなと思ひまして、今までの農業委員さんは取っていただいているので、今回新たに委員さんになられた方にお配りしていますが、緑色の用紙です。こちらが加入申込書なんですよね。口座も含めたところで申込用紙を出していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。③の平成29年度地区別農業委員研修会についてですけども、今日、お手元にお配りしておりますけども、8月25日の13時30分から九十九島観光ホテルで地区別農業委員会の研修会が開催されます。佐世保市、松浦、平戸、小値賀のすべての農業委員さんが集まられます。事務局も一緒に行きます

けども、全農業委員、推進委員さんが参加する研修会ですので都合をつけていただきたいなと思っております。当日は、町のマイクロバスを用意しておりますので、マイクロバスで行こうと思います。文化会館前12時50分発です。よろしくお願ひします。もし都合が悪い方がいらしたら、前もって言うだけだたらと思ひます。お手元に研修会の開催についてということでお知らせをお配りしてありますのでよろしくお願ひします。④の8月の定例会の日程ですけども、8月25日に午後から研修会がありますので、午前中に総会をしてもいいでしょうか。去年はそのようにしていましたが。

(私語あり) それでは、予定としまして午前10時から総会を始めて、案件にもよりますけども、そのように予定して、場所は今日と同じこの場所をしたいと思ひます。そして、午後から研修会に行きます。⑤のその他です。互助会内規の件ということで、皆さんの報酬の中から2千円ずつ毎月集めさせていただいて、委員さんの不幸があったり、お祝ひ事があったりしたときは、お見舞いもですね、そこから委員さん一同として使用したり、研修会に行く時の旅費に一部当てたりとか運用をしておりますので、できれば引き続きお願ひをしたいと思ひます。中身は改正しないと、今、農業委員さんとしか文言が入っていないので、また来月相談したいと思ひます。あと、旅行積み立てとって毎月3千円ずつ、報酬から引いておりました。それも、時期とか金額に関してはまた、後日皆さんで相談して決めたいと思ひます。また、欠席届の件ですけども、総会を欠席する際は、前もってご連絡をいただければと思ひます。文書で出す方法もありますし、口頭でもいいというふうになっておりますので、ご連絡をいただければと思ひます。最後に私の方から、一番大事なことを皆さんにご説明することを忘れておりました。農業委員さんと、推進委員さんは一緒に活動していただいて、基本的には同等の立場として活動していただければと思ひております。ただ、違いは議決権があるか、ないかです。最初に言うておかなければならなかったんですけども、言いそびれておりました、皆さん分かってらして本当にありがとうございました。推進委員さんも総会の中で、どんどん意見を言うていただいて、農業委員さんはそれを踏まえて判断されますので、同じように意見を言うていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。事務局からは以上です。

議長（藤永 九市君）事務局からその他について説明をいただきました。その他について、まとめて結構ですので、何か質問等られる方はお願いします。すみません、まず私の方から、②の農業者年金加入推進、全国農業新聞の普及推進についてですね、ちょっと触れさせていただきます。これまで3か年、推進部長ということで、サブリーダーの池田さんと一緒にやってきたわけですが、この推進部長とサブの2名もまた選んでいかなければと思います。それぞれ農業委員会で、数字で目標が置いてあるわけですよ。うちの場合は毎回達成しております、これからも継続していかなければなと思います。全国農業新聞も月4回、金曜日に発行ということで、これは本当に参考になります。今日たまたま見てましたら、28日付けですけども、佐々川の記事が載っているんですよ。そういうことで、農業者年金にしても一番早い情報が載っていますので、新しい委員さん方にも負担かとは思いますが、ぜひ購読をお願いします。農業者年金ですけども、南島原市が全国1位なんですよ。過去10年間で544人だそうですね。1年平均したら54人の推進率ですね。これはものすごいことですよ。これも新聞に載ってます。参考にといいまして、農業者年金は大事なことなんですけども、ここにも該当者はおられますので、ぜひ加入していただきたいと思います。自分のためですから、これについては農業者年金かれこれの研修を受けて勉強していただいて、前向きに取り組んでいただきたいということをこの場をお借りして申しあげたいと思いますのでよろしくをお願いします。

（ 私語あり ）この農業者年金は自分たちのための年金ですから、厚生年金と割に合うような位置にしたいということで、基礎年金として皆さん国民年金に加入して、それに加えて農業者年金に加入してそこで同じレベルになるわけですから、国民年金だけでは十分無いんですよ。月にしたら6万無いんですよ。厚生年金はそれぞれの仕事で個人差はありますけども、2、30万ザラですからね。一度、農業会議から来てもらって、研修会をしたいですね。総会の折に話をしたらいいなと思います。もちろん、農業委員会の実績になるとは思いますが、本人にその辺を知ってもらわないと、われわれも分かったうえで推進しないといけないと思いますので、もうちょっと勉強していかなければと思います。その他について何かありませんか。改選期の一番最初の総会で、推進委員

さんも加わっての長丁場になりましたが、先ほど私も言いましたが農業者年金の推進部長の件はお話をさせていただきたいんですけども、9月に推進部長の研修会があります。8月の定例総会に決めれば間に合いますので、どなたかできればお二人、リーダーとサブリーダーを決めていただきたいと思います。できれば女性の方は適任だと思うんですよ。他所は女性の方が多いです。ですから、女性の方を入れて、次の総会で決めたいと思いますのでよろしくお願いします。以上、なければ本日の総会を閉めたいと思います。長時間お疲れ様でした。これを持ちまして本日の総会を終わらせていただきます。お疲れ様でした。

(閉 会 午後 5時00分)

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員